

回										
覧										

PCB 円卓会議だよりや監視円卓会議資料は、北海道および室蘭市のホームページでもご覧いただけます。

令和6年3月発行 第61号

PCB円卓会議だより

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議だより

北海道及び室蘭市では、北海道 PCB 処理事業所 (JESCO) が室蘭市仲町で操業を行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。



※この「PCB円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、蘭東支所でも配布しています。

第61回 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催

令和6年3月27日、PCB 処理情報センターにおいて第61回監視円卓会議を開催しました。会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計10名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、近隣自治体、JESCOなど関係者が出席し、処理の進捗状況やトラブル事象、モニタリング測定結果、北海道事業エリアの処理の見通しについて説明が行われました。



●会議の概要



1 議事録について

令和5年12月22日に開催された第60回監視円卓会議の議事録が承認されました。

2 北海道 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況等について

JESCOから施設の稼働状況、PCB 廃棄物の処理事業の現況、トラブル事象等について説明がありました。また、事務局からモニタリング測定結果について報告がありました。

3 長期保全計画及び長期処理の見通しについて

JESCOから処理設備の更新予定を整理した「長期保全計画」と、令和6年度以降の処理予定数を整理した「長期処理の見通し」について説明がありました。また、施設の解体撤去に向けて考え方が示されました。

4 これまでの円卓会議での課題に対する報告等について

各所より、これまでの監視円卓会議会議での課題に対する報告がありました。

北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

処理の進捗状況

R6年1月末までの処理実績は、次のとおりです。

 当初施設 (脱塩素化分解処理)	変圧器類		コンデンサー類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,129台	4,128台 (99.98%)	69,812台	69,767台 (99.94%)

※処理台数及び処理重量は、試運転物を含む ※登録数はR6年1月末現在※前回(R5年10月末)の進捗率 変圧器:99.8% コンデンサー:99.8%

 増設施設 (プラズマ溶融分解処理)	登録重量	処理状況			
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	処理量計
	10,991,033kg	9,366,504kg	387,557kg	594,935kg	10,348,996kg (94.2%)

※合計数は試運転物を含む ※登録重量は1都1道18県内の登録重量、R6年1月末現在 ※前回(R5年10月末)の進捗率:92.3%

トラブル事象について

前回円卓会議(令和5年12月22日)以降、北海道及び室蘭市に報告し、公表したトラブル事象(区分Ⅰ～Ⅳ)は0件でした。なお、通報連絡及び公表基準の対象事項に該当しない不具合事象等は次のとおりです。

不具合事象報告件数等について

期 間	不具合事象件数		不具合事象未済件数		報告・公表日
	当初	増設	当初	増設	
令和5年11月1日～30日	1	1	0	0	12月11日
12月1日～31日	2	3	0	1	1月12日
令和6年1月1日～31日	1	2	0	1	2月13日

年度別報告状況 (※R5はR6年1月末時点)

区分		H20-26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
不具合事象	当	409	27	47	25	17	16	12	5	9	17	584
	増	32	13	11	9	22	17	15	37	23	17	196
不具合事象未済	当	457	35	35	23	24	7	10	12	8	0	611
	増	58	13	19	23	14	28	17	16	22	15	225

環境モニタリング結果について

北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理施設からのPCB等の排出状況や周辺環境のモニタリングを実施しています。排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングでは全ての項目で目標値・基準値の超過はありませんでした。

長期保全計画及び長期処理の見通しについて

長期保全計画

処理設備の安全・安定操業を維持するため、点検・整備記録や建設したプラントメーカーの知見をベースに、中長期的な機器の更新や予備品の確保等、設備の経年劣化に対応する「長期保全計画」を、当初施設の設備は平成26年11月に、増設施設の設備は平成27年6月に策定しました。

策定以降も定期点検結果や日常の保全状況・運転状況を加味しながら、毎年見直しを実施しており、計画的な施設の維持管理を行いながら、事業終了まで安全・安定操業の継続を目指しています。なお、営業物終了後、一部設備を解体撤去工事に使用することが考えられることからその後の保全計画については今後調査検討していきます。

長期処理の見通し

[単位：台・本]



計画的処理完了期限→		事業終了準備期間→			
区分	R4年度以前	R5年度見込み	R6年度	R7年度	合計(R6以降)
変圧器類	4,120	9	0	0	0
コンデンサー類	69,007	784	29	0	29
PCB油	1,233	1	0	0	0

※令和4年までの処理実績は、年度末の中間処理完了ベース。令和5年度の処理量の見込みは令和6年1月末時点でのJESCO登録量より。
※今後掘り起こしが見込まれる量を含まない。

[単位：トン]

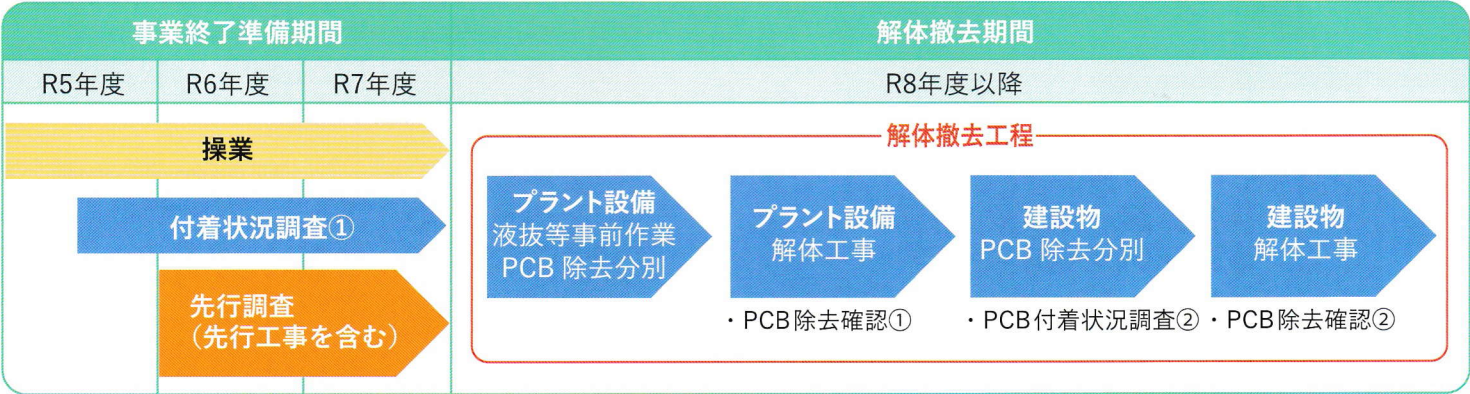


計画的処理完了期限→		事業終了準備期間→			
区分	R4年度以前	R5年度見込み	R6年度	R7年度	合計(R6以降)
安定器および汚染物等 (北海道事業エリア)	4,096	147	8	0	8
同上（東京事業エリア）	4,793	609	439	19	458
合計	8,889	756	447	19	466

解体撤去に向けて

解体撤去は、JESCO設置のPCB廃棄物処理事業検討委員会において承認された「PCB廃棄物処理施設の解体撤去にあたっての基本方針」及び「PCB廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアル（共通編）」並びに各施設の特性に基づく検討を踏まえて実施する。

解体撤去の工程として、まず4S（整理、整頓、清掃、清潔）や洗浄による「事前作業」、一部の不要設備を実証や工事スペース確保のために先行解体する等の「先行工事」を実施する。続いて、プラント設備に残存あるいは付着したPCBを除去、又はPCB付着部分を分別する「プラント設備の除去分別」を実施した後、「プラント設備の解体」、「建築物のPCBの除去分別」、そして「建築物の解体工事」を実施する。また、除去分別や解体工事の前に「PCB付着状況調査」を実施することで、除去分別によりPCB濃度を下げる必要がある箇所の特定、工事着手可能な濃度になっているかの確認、PCB濃度に応じた適切な作業安全対策等を行う。これらの工程を踏まえた、解体撤去の流れは下図の通り。



北海道PCB処理事業所は、令和7年度末に事業終了準備期間が終了し、営業物処理を終えることから、令和8年度以降に施設の解体撤去に移行する予定である。詳細な解体撤去工程は今後検討していくこととなる。

さらに、PCBの化学処理を行っている当初施設では各所でPCBが付着していることから、解体撤去工程の検討のためのデータに資するために、まずは令和6年度以降の処理計画に影響の無い範囲で先行解体を含む先行調査を令和6年度から開始することを計画する。令和6年度は以下の先行調査を計画している。

- ①攪拌洗浄装置 PCB高濃度配管等洗浄効果確認
- ②コンデンサ解体設備 素子裁断装置、破砕機の先行工事
- ③大型・車載トランス解体設備 特殊品解体装置の先行工事

北海道事業エリアにおける処理完了に向けたスケジュール感について

- ・北九州、大阪、豊田事業エリアについては、令和6年3月末に処理を確実に終了するため、JESCOにおける処理能力を勘案し、遅くとも令和6年1月末までに搬入できるよう契約期限を設定し(下記<参考>参照)、予定どおり搬入を終了している(令和5年3月末に事務連絡を発出)。
- ・北海道事業所についても、西日本の3事業エリア同様に契約期限を設定予定。実際のスケジュールについては、令和7年度末までに処理を確実に終了できる時期について、今後の新規案件の状況等を勘案しつつ設定する。

<参考>北九州・大阪・豊田事業エリアにおける処理完了に向けたスケジュール(令和5年度実績)

(1) トランス・コンデンサー等

事業エリア	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大阪	契約期間								
	搬入期間								
北九州 (広域処理)					集中搬入期間				
豊田	契約期間①				契約期間②				
	搬入期間①				搬入期間②				

(2) 安定器・汚染物等

事業エリア	令和5年						令和6年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北九州 大阪 豊田	契約期間①				契約期間②				
	搬入期間①				搬入期間②				

PCB廃棄物の 処理期限等	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	変圧器・ コンデンサー等	処分期間	計画的処理 完了期限	事業終了準備期間		
	安定器及び 汚染物等	処分期間		計画的処理 完了期限	事業終了準備期間	

処分期間
計画的処理完了期限の1年前までとして定義され、この期間内のJESCOとの委託契約がPCB特措法で義務づけられています。処分期間を過ぎて高濃度PCB廃棄物の処理が実施されない場合は行政代執行などの対象となる場合があります。

計画的処理完了期限
高濃度PCB廃棄物の保管事業者がJESCOに対し、処分委託を行う期限です。

事業終了準備期間
計画的処理完了期限後に、新たに見つかるPCB廃棄物の処理や処理が容易でない機器の処理を行う等、PCB廃棄物処理事業を終了するための準備を行う期間です。

PCB 廃棄物処理事業に関するお問い合わせ

**中間貯蔵・環境安全事業株式会社**
北海道PCB処理事業所
〒050-0087 室蘭市仲町14番7
電話：0143-22-3111 (代表)
FAX：0143-22-3001

[ウェブサイトはこちら](#)

PCB処理情報センター
〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8
電話：0143-23-7015
開館日：月～金 9:00～16:30 (土日祝・年末年始休館)

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ

**北海道**
北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111 (内線24-325)
E-mail: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp FAX: 011-232-4970

[ウェブサイトはこちら](#)

**室蘭市 生活環境部 環境課**
〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 電話：0143-22-1481
E-mail: kankyou@city.mutoran.lg.jp FAX: 0143-22-7148

[ウェブサイトはこちら](#)

